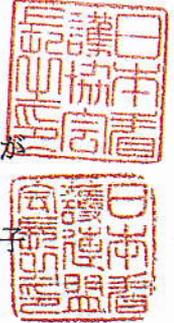


日看協発 第 909 号
平成 29 年 3 月 28 日

自由民主党受動喫煙防止議員連盟
会長 山東 昭子 様

公益社団法人 日本看護協会
会長 坂本 すが
日本看護連盟
会長 草間 朋子



受動喫煙防止対策の法制化の早期実現のお願い

日本看護協会・日本看護連盟は、受動喫煙防止対策を強化する「健康増進法改正案」を、例外・特例を設けずに早期に実現することを強く望みます。

喫煙が健康に悪影響を及ぼすことは既に疫学的に示されている周知の事実です。さらに、喫煙者本人のみでなく、受動喫煙というかたちでタバコを吸わない人々にまで健康被害を及ぼし、受動喫煙が原因となる年間死亡者数は1万5千人を超えると推計されています。とりわけ女性については、妊娠・出産期の受動喫煙による健康被害が、母体だけでなく胎児にまで及びます。

わが国では喫煙率は年々少しずつ下がってはきましたが、それでも、喫煙率でもタバコ消費量でも多くの先進国を上回っています。加えて、喫煙習慣の若年齢化の問題があります。喫煙期間・喫煙量の増加により健康へのリスクが高まること、若年でタバコを吸い始めると喫煙中止の成功率が低くなることも報告されており、深刻な状況です。

このようなわが国の現状に対し、受動喫煙対策は非常に重要です。

既に、多くの国では、飲食店等のサービス産業も含めた「全面禁煙」が法制化されています。わが国でも、家庭、職場、公共の場等いかなる場所であっても、喫煙しない人の健康が守られ、妊婦や若年層をはじめ、タバコを吸わない人が受動喫煙のリスクに晒されることのない社会が実現されなければなりません。

世界において経済、学問、文化をリードするわが国が今なお直面する健康課題の解決を目指すものとして、日本看護協会・日本看護連盟は、例外・特例を設けない「健康増進法改正」の実現を、重ねて、強くお願いします。